

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称		特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例
2	要望の内容		特定の事業用資産(漁船)の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置について、適用期限を5年延長すること。 (現行制度の概要) 買換資産の圧縮記帳制度(買換資産の簿価の減額圧縮) 圧縮記帳限度額:(譲渡収入または購入価額のいずれか少ない金額)× (譲渡収入－(譲渡資産の簿価＋譲渡費用))÷譲渡収入 ×80%
3	担当部局		水産庁研究指導課海洋技術室
4	評価実施時期		平成22年(6月～8月)
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯		昭和44年:創設:国土・土地政策に合致するものについて、 その買換えの円滑化を図る観点から創設 昭和49年:「漁船」を対象に追加:海運業界の体質改善を図るとの観点から、 船舶の近代化、経済化を図るため、船舶対船舶の買換えを対象に追加 以後、適用期限ごとに期間を延長 平成 8年:適用期限の5年延長を要望 平成13年:適用期限の5年延長を要望 平成18年:適用期限の5年延長を要望
6	適用又は延長期間		平成23年度～平成27年度(5年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の漁業は、中小の零細な経営体が大部分を占めており、その経営は水産資源の悪化、魚価の低迷等により厳しい状況に置かれているが、漁船は漁業の主要な生産手段であるため、適切なタイミングで代替することが不可欠である。このため、燃油消費の節減及び操業の省力化等のための設備を有する漁船への円滑な代替を促進し、漁船漁業の経営体質の改善及び漁船の近代化を図る必要がある。 《政策目的の根拠》 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立(水産基本計画(平成19年3月閣議決定))
		② 政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 漁業経営の安定

		③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 漁船漁業の経営体質の改善及び漁船の近代化を図る。
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 漁船漁業の経営体質の改善及び漁船の近代化を図るため、燃油の節減及び操業の省力化等のための設備を有する漁船を導入することにより、漁業者の収支措置を転換し、国際競争力のある漁業経営体を育成。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 燃油消費の節減及び操業の省力化等のための設備を有する漁船への円滑な代替を促進し、漁船漁業の経営体質を改善。漁業生産構造を健全化することにより、将来にわたる水産物の安定供給を確保するとともに、国際競争力のある経営体の育成や活力ある就業構造を確立。
8	有効性 等	① 適用数等	平成17年度 2件 平成18年度 0件 平成19年度 0件 平成20年度 6件 平成21年度 5件 平成22年度(見込) 3件 平成23年度(見込) 3件 * 都道府県等からの調査報告を基に集計 適用数の積算については別紙のとおり
		② 減収額	平成17年度 : 適用件数2件: 減税見込額110百万円 平成18年度 : 適用件数0件: 減税見込額 0百万円 平成19年度 : 適用件数0件: 減税見込額 0百万円 平成20年度 : 適用件数6件: 減税見込額 17百万円 平成21年度 : 適用件数5件: 減税見込額 18百万円 平成22年度(見込): 適用件数3件: 減税見込額165百万円 平成23年度(見込): 適用件数3件: 減税見込額165百万円 減収見込額の積算については別紙のとおり
		③ 効果・達成 目標の実 現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年度～平成22年度) 燃油消費の節減及び操業の省力化等のための設備を有する漁船への円滑な代替を促進し、漁船漁業の経営体質の改善に貢献。漁業生産構造の脆弱化に対応し、将来にわたる水産物の安定供給を確保するため、国際競争力のある経営体の育成や活力ある就業構造の確立を通じ資源状況に見合った持続可能な漁業生産構造を実現。

			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年度～平成22年度) 我が国の漁船の多くは、近年の漁業経営の厳しい状況から適切な買換え時期を大幅に経過(漁船耐用年数が9年(鋼船500トン未満)のところ船齢20年を超える漁船が5割を超える)しており、漁船を長期に使用せざるを得ない状況となっており、その転換を促進していくことが引き続き重要。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成18年度～平成22年度) 漁業者の経営環境が厳しさを増す中で、十分な自己資金の確保を図る必要があり、かかる自己資金の手当のための財源となる譲渡所得への課税の特例措置がなされなかった場合は、漁船の代替が促進されず、漁船耐用年数が9年(鋼船500トン未満)のところ船齢20年を超える漁船が5割を超えており、漁船漁業の体質改善がなされず、漁業生産構造の脆弱化が進行する。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成18年度～平成22年度) 本措置によって、資産の買換え時において税収減となるものの漁船の近代化が促進されることによって、将来にわたって燃油消費量(費用)が10%程度節減される。その効果の継続により、漁業者の収益構造の転換が図られ、安定した収入が見込まれる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	漁業者の経営環境が厳しさを増す中で、代替漁船の取得方法として低利融資制度の利用が考えられるが、当該制度は、後年度の漁業者の利子負担を軽減するものの、与信力の低い法人の漁船の代替を円滑にする措置ではない。従って、漁業者の代替漁船の取得にあたっては、十分な自己資金の確保を図る必要があり、かかる自己資金の手当のための財源となる譲渡所得への課税の特例措置は政策目的を実現する手段として有効である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	漁業近代化資金等の低利融資制度は、漁業者の後年度の利子負担を軽減するもの。一方で本措置は、譲渡所得への課税の特例措置により、漁船の買換えを行うための自己資金を確保し、円滑かつ効果的な漁船の買換えを可能とする。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	該当なし
10	有識者の見解		(8月24日:農林水産省政策評価第三者委員会) 基本的に経費の前倒しをするだけのものなので是認できる。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

名称：特定の事業用資産（漁船）の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例

1. 減税見込額等の積算

(1) 試算の前提

1年間の新規登録漁船隻数 13隻（平成17年度から平成21年度までの平均）

うち買換え特例の適用隻数 3隻（平成17年度から平成21年度までの平均）

(2) 漁船買換えの例

①被代船簿価 98,071千円（まき網網船、80t、鋼船、船令7年及びまき網運搬船、101t、鋼船、船齢20年）

②譲渡価格 327,714千円

③新規船取得価格 914,564千円

→買換え特例を適用しない場合

譲渡所得＝327,714千円－98,071千円＝229,643千円

課税額＝229,643千円×30％＝68,892千円

→買換え特例を適用する場合

圧縮基礎取得価額＝327,714千円

差益割合＝(327,714千円－98,071千円)÷327,714千円＝0.7

圧縮記帳限度額＝327,714千円×0.7×80％＝183,519千円

(3) 平年における減税見込額

上記サンプルは買換え特例適用の場合の平均的な事例と考えられるため

平年時における圧縮額見込額＝183,519千円×30％＝55,056千円

適用隻数平均が3隻のため 55,056千円×3隻＝165,168千円

* 積算は平成20年度以前の数値に基づいて推計したものであり、平成21年度の実績確定後に修正する可能性がある。

(減税見込額等の算出基礎としたデータについて)

都道府県等からの調査報告を基に集計（全数調査）

2. 適用実績及び適用見込み

区 分	17年度 (実績)	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (見込み)	23年度 (見込み)
対象者数	12	13	11	16	11	13	13
適用件数	2	0	0	6	5	3	3
損金算入額	367百万円	0	0	57百万円	59百万円	551百万円	551百万円
減税見込額	110百万円	0	0	17百万円	18百万円	165百万円	165百万円

注) 1: 対象者数の平成17年度から平成21年度までは、漁船（大臣管理分20トン以上、官公庁船を除く）を新規登録した数（延べ数）である。

2: 適用件数の平成17年度から平成21年度までは、抽出調査に基づき推計したものである。

3: 対象者数及び適用件数の平成22年度及び平成23年度は、平成17年度から平成21年度までの平均値である。